第10回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個別注記表

（平成29年８月１日から平成30年７月31日まで）

株式会社アイリッジ

法令及び当社定款の定めにより、当社ウェブサイト（アドレス http://iridge.jp）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第２回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		平成24年５月25日	平成25年10月25日
新株予約権の数		15個	205個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,000株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式 41,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 21,000円 （１株当たり 105円）	新株予約権１個当たり 38,000円 （１株当たり 190円）
権利行使期間		平成26年６月１日から 平成34年３月31日まで	平成27年11月14日から 平成35年９月13日まで
行使の条件		（注）１.	（注）２.
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 205個 目的となる株式数 41,000株 保有者数 3名（注）３.

		第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		平成26年４月11日	平成27年２月13日
新株予約権の数		200個	378個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　40,000株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式　75,600株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 38,000円 （１株当たり 190円）	新株予約権１個当たり 100,000円 （１株当たり 500円）
権利行使期間		平成28年５月１日から 平成36年２月29日まで	平成29年２月27日から 平成36年12月26日まで
行使の条件		（注）２．	（注）２．
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　200個 目的となる株式数 40,000株 保有者数　3名（注）４．	新株予約権の数　370個 目的となる株式数 74,000株 保有者数　3名（注）４．
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　8個 目的となる株式数 1,600株 保有者数　1名（注）５．

（注）１．新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。

２．新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

・新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。

３．取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）２名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

4．取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
5．取締役（監査等委員）１名に付与している新株予約権は、当社監査役の地位にあったときに付与されたものであります。
6．平成29年５月１日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第６回新株予約権
発行決議日		平成30年３月９日
新株予約権の数		136個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　13,600株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　151,900円 （１株当たり 1,519円）
権利行使期間		平成32年４月６日から 平成36年４月５日まで
行使の条件		（注）１．
従業員等への交付状況	当社従業員	新株予約権の数　136個 目的となる株式数　13,600株 交付者数　40名

（注）１．新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
・新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は関係会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。
２．平成30年７月31日現在において、交付時より退職により新株予約権の数が８個減少しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ）コンプライアンス体制の基盤となる「倫理規程」を定め、全ての役職員は職務の執行にあたって関係法令、社会規範及び社内諸規程等を遵守することを徹底する。

ロ）法令違反行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供するための内部通報体制を構築する。

ハ）取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

ニ）職務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合することを確保するため、内部監査担当が内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

イ）取締役会の議事録、並びに稟議書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、法令及び文書管理規程の定めに基づき適切に管理する。

ロ）取締役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ）損失の危険に対処するため、社内諸規程を整備し、適宜適切に見直しを行う。

ロ）取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。

ハ）不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を責任者として、全社的な対策を検討する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ）取締役会は原則として毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

ロ）職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
ハ）業務管理については、事業計画を定め、会社として達成するべき目標を明確化し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。

⑤　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
イ）監査等委員会が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。
ロ）当該使用人は、監査補助業務については、監査等委員会の指揮命令に従い、人事考課、異動等については監査等委員会の同意を受けたうえで決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

⑥　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
イ）取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
ロ）取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて、職務執行の状況等について速やかに報告する。
ハ）報告を行った者が、監査等委員会への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

⑦　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ）監査等委員がその職務の執行にあたり生じた費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ロ）取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員が取締役会その他重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。

ハ）取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、必要に応じて意見交換等を行える環境を整備する。

⑧　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑨　反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力対応規程において基本方針を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。また、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しない。

⑵　業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は25回開催し、各議案についての審議、職務執行の状況等の監督を行い、経営判断及び監督の実効性を担保しております。

職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程、稟議規程等において、意思決定手順を明確に定めるとともに、稟議決裁制度を電子化し、迅速・効率的な職務執行体制を構築しております。

また、内部監査において、各部門の職務執行の状況等が確認され、必要に応じて改善を図っております。

②　リスク管理体制、コンプライアンス体制

取締役会のほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員、執行役員で構成する経営会議にて業務執行に関わる重要な情報を共

有し、リスクの早期発見と未然防止に努めております。
　また、法令遵守体制の構築を目的として倫理規程を定め、社内研修を実施する等により、役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図っております。あわせて内部通報規程を制定し、社内における不正行為等を早期に発見し、コンプライアンス経営の強化を図る体制としております。

③　監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保
　監査等委員会は監査等委員３名（うち社外取締役３名）で構成されております。監査等委員会は13回開催し、各監査等委員の監査実施状況の報告や監査等委員間の協議等を行っております。
　また、監査等委員は、役職員、内部監査担当者及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を実施しております。

④　財務報告の信頼性を確保するための体制
　当社では事業の成長、企業規模に応じた有効な内部統制を整備・運用するため、内部統制に関する評価範囲等の見直しを毎年行っております。また、その評価結果については代表取締役社長に報告されております。

⑤　反社会的勢力を排除するための体制
　当社の反社会的勢力排除体制は、所管を管理グループとし、特殊暴力防止対策連合会などの外部機関との協力体制を整備しております。
　また、契約書等に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、役職員に対して研修・教育を行うことで、反社会的勢力排除についての意識徹底に努めております。

株主資本等変動計算書

（平成29年８月１日から
平成30年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	362,129	355,129	355,129	332,285	332,285	△112	1,049,431
当期変動額							
新株の発行	679,150	679,150	679,150				1,358,300
新株の発行（新株予約権の行使）	9,476	9,476	9,476				18,953
当期純利益				28,156	28,156		28,156
自己株式の取得						△76	△76
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	688,626	688,626	688,626	28,156	28,156	△76	1,405,333
当期末残高	1,050,755	1,043,755	1,043,755	360,442	360,442	△188	2,454,764

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	－	1,049,431
当期変動額		
新株の発行		1,358,300
新株の発行（新株予約権の行使）		18,953
当期純利益		28,156
自己株式の取得		△76
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,006	1,006
当期変動額合計	1,006	1,406,339
当期末残高	1,006	2,455,770

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

①　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②　その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

⑵　たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

⑶　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３年

工具、器具及び備品　３年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権　　10年

ソフトウエア　３年又は５年（社内における見込利用可能期間）

⑷　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

②　賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑸　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　　18,927千円

⑵　関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権　　1,260千円

3．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　6,539,000株

⑵　当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　　87株

⑶　剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

⑷　当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　414,600株

4．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、３か月以内の支払期日となっております。また、これらは流動性リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤　信用リスクの集中

当事業年度末における営業債権の41.2％を上位２社の取引先が占めております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成30年７月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴ 現金及び預金	2,037,533千円	2,037,533千円	－千円
⑵ 売掛金	213,821	213,821	－
⑶ 敷金及び保証金	74,906	74,906	－
資産計	2,326,261	2,326,261	－
⑴ 買掛金	66,666	66,666	－
⑵ 未払金	40,872	40,872	－
⑶ 未払法人税等	4,831	4,831	－
⑷ 未払消費税等	4,416	4,416	－
負債計	116,785	116,785	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴ 現金及び預金、⑵ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価について、将来の回収が最終的に見込めると認められる部分の将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

負　債

⑴ 買掛金、⑵ 未払金、⑶ 未払法人税等、⑷ 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価のない子会社株式5,000千円（すべて非連結子会社株式）及び投資有価証券50,800千円については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	17,148千円
減価償却超過額	16,780
資産除去債務	7,120
未払費用	2,502
一括償却資産	2,444
未払事業税	1,559
未払事業所税	315
繰延税金資産合計	47,871
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,923
繰延税金負債合計	△2,923
繰延税金資産の純額	44,947

6．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産	375円41銭
⑵　１株当たり当期純利益	4円91銭

8．重要な後発事象に関する注記

（取得による企業結合）

当社は、平成30年５月11日開催の取締役会において、株式会社デジタルガレージより株式会社DGマーケティングデザインの普通株式の80％を取得し子会社化することを決議し、平成30年６月25日付で株式譲渡契約を締結、平成30年８月１日付で株式を取得しました。

⑴　企業結合の概要

①　被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社DGマーケティングデザイン

事業の内容　　：クリエーションデザイン、データサイエンス、デジタルテクノロジーを活用したマーケティング事業等

② 企業結合を行った主な理由

株式会社DGマーケティングデザインは、メーカーをはじめとしたナショナルクライアントを顧客に持ち、リアルな店頭販促からデジタルなウェブ等を活用したプロモーション・広告をビジネス領域にしております。これまで当社がO２Oアプリの企画・開発・運用で培ってきたスマートフォン・アプリを軸にしたデジタルマーケティングノウハウ、CRMノウハウを掛け合わせることで、イ）これまで以上に幅広い業界をターゲットに、ロ）デジタル・リアル双方を組み合わせ、ハ）入り口の広告・販売プロモーションからＣＲＭまで一貫したサービス提供を行うことができ、高い相乗効果を生むことができると考えております。なお、株式会社DGマーケティングデザインは、当社及び株式会社デジタルガレージの２社が株主となっております。各社の有する経営資源の融合と、最新テクノロジーを活用した新規ソリューションの開発により、「エンゲージメントプラットフォーム」を確立することで、更なる事業機会の獲得と企業価値向上を目指してまいります。

③ 企業結合日

平成30年８月１日

④ 企業結合の法的方式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

80%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

⑵ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,480,000千円
取得原価		1,480,000

⑶ 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　　4,755千円

⑷ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

593,549千円

② 発生原因

将来の事業展開によって期待される収益力によるものです。

③ 償却方法及び償却期間

12年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	860,878千円
固定資産	365,702
資産合計	1,226,581
流動負債	118,518
固定負債	－
負債合計	118,518

(会社分割)

当社は、平成30年６月15日開催の取締役会において、当社の電子地域通貨事業を当社の完全子会社として新たに設立する株式会社フィノバレーに承継させることを決議し、同日付で同社を設立、平成30年６月27日付で吸収分割契約を締結いたしました。当該契約に基づく会社分割は、平成30年８月１日に完了いたしました。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容
電子地域通貨事業

② 企業結合日
平成30年８月１日

③ 企業結合の法的形式
当社を吸収分割会社とし、株式会社フィノバレーを吸収分割承継会社とする簡易吸収分割

④ 結合後企業の名称
株式会社フィノバレー

⑤ その他取引の概要に関する事項
取引の目的

当社が提供する電子地域通貨プラットフォーム「MoneyEasy」は、日本初の金融機関が発行する電子地域通貨である「さるぼぼコイン」（提供：飛騨信用組合）や官民が連携した取り組みとなる「アクアコイン」（提供：君津信用組合・木更津市・木更津商工会議所）のプラットフォームとして採用されており、これら実績をもとに、導入先拡大に向けた取り組みを進めております。また、特定のエリアで使用できる地域に根ざした電子通貨として、地域経済の活性化にも繋がり、地域創生の取り組みとしても注目を受けております。

一方で、新たな事業機会や成長の見込めるスマホ決済領域においては、競合やその周辺領域において新しい技術・プラットフォームの登場が予測されます。市場の形成期にある現在、当社が提供する「MoneyEasy」の展開を早め、シェアを拡大していくことが、中長期での成長のために必要と考えております。電子地域通貨事業を分社化することで、これまで以上にスピード感をもって事業展開し、スマホ決済領域での成長を目指すとともに、地域創生に新しい価値を提供してまいります。

⑵　会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行います。